

J R 東海労働組合関西地「発」第10号
2022年7月4日

株式会社関西新幹線サービス
代表取締役社長 小松 修治 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

新大阪第一事業所田中芳範チーフマネージャーの
「就業規則違反」「安全配慮義務違反」についての申し入れ

6月29日19時頃、新大阪第一事業所田中芳範チーフマネージャーは、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者になっているにもかかわらず、職場（新大阪第一事業所）に出てきた。

田中チーフマネージャーが職場に出てきた6月29日は、濃厚接触者としての自宅待機期間中であった。

よって、田中チーフマネージャーの行為は、明らかに「就業規則違反」「安全配慮義務違反」である。

さらに、田中チーフマネージャーの行為は、社員などを新型コロナウイルス感染症の感染にさらすという許しがたいものである。

よって、下記のとおり申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。

記

1. 田中チーフマネージャーが6月29日に職場（新大阪第一事業所）に出てきて退所するまでの行動を時系列で明らかにすること。
2. 田中チーフマネージャーが6月29日に職場（新大阪第一事業所）で出てきたことは、「就業規則第10章安全衛生（同居者り病の場合）第69条違反」「安全配慮義務違反」である。
本社としての見解を明らかにするとともに、早急に厳正に対処して処分すること

以上